

光市公告第 89 号

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、下記のとおり公告する。

令和 2 年 12 月 24 日

光市長 市 川 熙

記

1 件名

光市立図書館で使用する電力の供給

2 供給場所

光市立図書館

3 契約の内容

別紙仕様書のとおり

4 供給期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成 19 年光市条例第 18 号）第 2 条による長期継続契約）

5 入札参加資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと（市税にあつては、法人の代表者が光市に住所を有する場合は、代表者を含む。）。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けたものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (5) 過去5年間において、官公庁における電力の供給に関する業務実績があること。
- (6) この公告の日から本業務の契約締結の日までに、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第15号）又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第16号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) この公告の日から本業務の契約締結の日までに、光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件又は光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

6 申請方法

- (1) 7に掲げる書類を、光市立図書館に持参又は郵送により提出すること。ただし、令和2年度光市物品調達等競争入札参加資格者名簿の「サービス・電気」に登録されている者については、7の(1)、(9)及び(10)のみを提出すること。
- (2) 郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期限までに必着とすること。
- (3) 申請書の様式は、光市立図書館のホームページ（

library.jp/) からダウンロードすること。

- (4) F A Xでの提出は不可とする。
- (5) 申請書の審査後、入札参加については、令和3年1月12日（火）に別途「一般競争入札参加資格確認通知書」で通知する。

7 申請書類

- (1) 一般競争入札参加資格審査申請書
- (2) 使用印鑑届
- (3) 法人にあつては商業登記簿謄本の写し（申請受付日において発行日から3箇月以内のもの）
- (4) 個人にあつては身分証明書の写し（申請受付日において発行日から3箇月以内のもの）
- (5) 税の未納及び滞納がないことの証明書の写し（申請受付日において発行日から3箇月以内のもの）
 - ア 委任がないときは、本社所在地に係る、国税、県税及び市町村税
 - イ 委任があるときは、本社に係る国税、委任地先に係る県税及び市町村税
- (6) 委任状（契約や請求等を本社以外で行う場合に提出のこと。）
- (7) 直近1年間の決算書類（決算報告書、貸借対照表及び損益計算書）の写し
- (8) 暴力団排除に関する誓約書
- (9) 小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けていることを証する書類（写し可）
- (10) 実績が確認できる契約書等の写し

8 申請書類提出期限

- (1) 令和3年1月7日（木）午後5時15分までとする。

- (2) 入札参加資格確認申請に係る提出書類の訂正及び差替えは、申請書類提出期限後はできない。

9 質問の方法

- (1) 本契約及び入札に関する質問は、入札参加資格確認通知後、FAXによる質問書の提出によること。

FAX番号 0833-72-6166 (光市入札監理課)

- (2) 質問書の提出期限は、令和3年1月15日(金)午後5時15分までとする。
- (3) 質問の回答は、令和3年1月18日(月)までに、一般競争入札参加資格確認通知書を配付した者全員に質問内容と併せてFAXにより書面で回答する。

10 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和3年1月19日(火) 午前11時
- (2) 入札場所 光市役所3階大会議室1号室

11 入札保証金

免除

12 入札に関する事項

- (1) 入札書の記載

ア 税込み単価事業者(消費税及び地方消費税に係る課税事業者をいう。)は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札書に記載する金額は、年額とすること。

ウ 入札書に記載する金額は、仕様書に記載の予定契約電力及び予定使用

電力量に基づいて「入札書内訳書」により算定した金額（以下「総価」という。）を記入すること。

エ 総価の算定に当たっては、「入札書内訳書」に基本料金の契約希望単価、電力量料金の契約希望単価及び割引等月額を記載して算定すること。

オ 入札金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないものとする。

カ 「入札書内訳書」を入札書と同封して提出すること。

（2） 入札の執行

ア 郵送での入札書の提出は認めない。

イ 入札書の提出は、入札書を入札箱に入れることにより行う。入札箱に投函後の書換え、引替え、撤回等はできない。

ウ 本入札では予定価格を定めており、入札書の金額が予定価格以下で、かつ、最低価格である者を落札者とする。なお、開札の結果、落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじで落札者を決定する。

エ 入札の回数は、3回までとする。1回目で落札した場合は1回で終了する。この1回目の入札に参加しなかった者は、再度の入札には参加できない。

オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を締結することができるときは、エによる最低入札価格と予定価格との差が6パーセントの範囲内のときとする。

カ 入札の無効は、光市財務規則（平成16年光市規則第47号）の例による。

（3） その他

ア （1）及び（2）に掲げるもののほか、入札及び契約に関する事項は、光市財務規則、光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条

例、光市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則（平成19年光市規則第9号）及び光市物品調達等の指名競争入札に関する要綱（平成20年光市告示第5号）の例による。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の制限又は指名停止等の措置を受けた場合は、契約を締結しない。